

第 10 章 災害救助扶助

1 非常災害被災者見舞金

災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律又は被災者生活再建支援法の適用を受けない災害（火災、暴風、豪雨、洪水、地震等（大雪を除く。))に遭った市民に対して、その生活を応急的に支援するため、非常災害被災者見舞金を支給する。

実施主体 市（市単独）

- 対 象 (1) 家屋の7割以上の部分が焼失（火災消火活動により生じた水ぬれを含む。）、損壊又は流失による損害を受けたときは、家屋1棟につき50,000円（平成16年4月1日より）
- (2) 焼失、損壊又は流失した家屋の部分が7割に達しない場合で、修復するまでの間、その家屋において生活できないとき及び床上浸水したとき、家屋1棟につき30,000円（平成16年4月1日より）

支給状況

（単位：件、円）

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件 数	—	—	2	4	1
支 出 額	—	—	80,000	160,000	50,000

2 災害扶助

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、50世帯以上の住家が滅失したところに適用される。
（災害救助法施行令別表第1 人口1万5千人から3万人未満に該当）

(2) 災害弔慰金等の支給及び貸付

災害弔慰金等の支給については、法律及び条例の定めるところにより5以上の住居が滅失したとき適用となり、次の制度がある。

ア 災害弔慰金

- ① 生計維持者 500万円
- ② その他の者 250万円

イ 災害援護資金の貸付

- ① 貸付金額 損害の程度に応じ、150万円から350万円まで
- ② 利率 年利3%。10年償還、うち3年据置（据置期間は、無利子）

ウ 災害障がい見舞金

- ① 生計維持者 250万円
- ② その他の者 125万円
- ③ 障がいの程度は、災害弔慰金の支給等に関する法律による。